

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年1月31日
【会社名】	株式会社マルハニチロ水産
【英訳名】	Maruha Nichiro Seafoods, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 滋
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
【電話番号】	03(6833)0826
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 坂本 透
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
【電話番号】	03(6833)0826
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 坂本 透
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	76,249,914,352円 (注) 本届出書の訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社マルハニチロホールディングス(以下「マルハニチロホールディングス」)の平成25年9月30日現在の株主資本の額(簿価)を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

継続開示会社たる組織再編成対象会社であるマルハニチロホールディングスが、平成26年1月31日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出しました。

これに伴い、平成26年1月14日付で提出した有価証券届出書及び平成26年1月27日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたします。

2【訂正事項】

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しています。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

(訂正前)

【臨時報告書】

株式会社マルハニチロホールディングス

上記の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成26年1月14日）までに、以下の臨時報告書を提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成25年6月27日に、関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき平成25年7月29日に、関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき平成26年1月27日に、関東財務局長に提出

(訂正後)

【臨時報告書】

株式会社マルハニチロホールディングス

上記の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成26年1月14日）までに、以下の臨時報告書を提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成25年6月27日に、関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき平成25年7月29日に、関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき平成26年1月27日に、関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成26年1月31日に、関東財務局長に提出